

徳島市入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に関する測量、調査、設計業務等の委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札後審査型条件付一般競争入札（以下「入札後審査型一般競争入札」という。）の実施に関し、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号。以下「契約規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 入札後審査型一般競争入札とは、条件付一般競争入札に参加するための入札前の申請手続きを簡略化し、開札後に公告において明らかにした方法により落札候補者を決定後、当該落札候補者の入札参加資格等の審査を行い、適格である者を落札者として決定する入札方式をいう。

(対象となる建設工事等)

第3条 入札後審査型一般競争入札に付する建設工事等は、予定価格が1千万円以上のものとする。ただし、入札後審査型一般競争入札によることが適当でないと認められる建設工事等についてはこの限りではない。

2 建設工事等の特性等により、必要があると認める場合は、前項の規定に関わらず、入札後審査型一般競争入札に付することができるものとする。

(公告等)

第4条 市長は、入札後審査型一般競争入札を実施するときは、契約規則第5条第2項に規定する事項を公告するとともに、その概要を建設専門新聞等の報道機関に公表するものとする。

2 前項の規定による公告は、徳島市公告式条例（昭和25年徳島市条例第21号）によるものとする。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、次の事項を公告するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 徳島市の競争入札参加資格有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止期間中又は指名回

避の期間中でないこと。

(4) 徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置の期間中でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、本市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

(6) 建設業法第26条による技術者を配置可能なこと。

(7) 前各号によるもののほか、市長が必要と認める要件

（様式の交付）

第6条 入札参加資格確認資料及び総合評価方式の入札に係る資料（以下「確認資料等」という。）の様式は、原則として徳島市入札情報サービス（以下「市PPI」という。）による電子データの閲覧（以下「電子閲覧」という。）及びダウンロードとするが、入札参加者が紙媒体での交付を求める場合は、この限りではない。

2 確認資料等の様式は公告において明らかにするものとする。

（申請書類及び確認資料等の提出）

第7条 市長は、入札後審査型一般競争入札に参加する者の参加意志及び競争入札参加資格の有無を確認するため、電子入札システムによる誓約書及び入札参加資格審査申請書（以下「申請書類」という。）並びに確認資料等（市PPIにより交付及び指示した書類。）を当該システムにより提出を求めるものとし、提出期間及び提出方法については、公告において明らかにするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムによりがたい者は、やむを得ない事由があるとして市長が認めた場合に限り紙媒体による提出に変更することができるものとし、その場合の方法等については、公告において明らかにするものとする。

3 申請書類及び確認資料等の提出期間は、原則として、公告の日の翌日から10日間（土、日及び祝日を除く。）とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 期限までに申請書類及び確認資料等を提出しない者は、当該入札に参加することができないこととする。

5 申請書類及び確認資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担するものとする。

6 提出された申請書類及び確認資料等は返却しないこととする。

(設計図書等の提供及び期間)

第8条 設計図書等の提供については、次による方法のうちから市長が指定するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(1) ダウンロード

市PPIからのダウンロードとし、期間等については公告で明らかにするものとする。

(2) 閲覧(貸出を含む)

2 設計図書等のダウンロードの期間は、原則として公告の日から開札までの間とする。

3 第1項第2号による設計図書等の閲覧(貸出を含む)を指定する場合の提供場所及び期間等については、公告により明らかにするものとする。

(現場説明会)

第9条 現場説明会は、市長が特に必要があると認める場合を除き行わないこととする。

2 現場説明会を行う場合においては、次の事項を公告において明らかにしなければならない。

(1) 現場説明会を行うこと。

(2) 現場説明会の日時及び場所

(3) その他市長が必要と認める事項

3 現場説明会は、原則として、申請書類及び確認資料等の提出期限の前日から起算して5日前の日(土、日及び祝日を除く。)とする。

(質疑書の受付及び回答)

第10条 現場説明及び設計図書等に対する質疑書(市PPIにより交付した様式。以下「質疑書」という。)の提出があった場合は、その質疑に対する回答を市PPIによる電子閲覧に供するものとする。

なお、質疑書の受付期間、方法及び質疑書に対する回答期間、方法については、公告により明らかにするものとする。

2 質疑書の提出期間は、原則として公告の日の翌日から申請書類及び確認資料等の提出期限の前日から起算して3日前の日まで(土、日及び祝日を除く。)とし、総務部契約監理課へファクシミリにより提出することとする。ただし、公告においてその他の期間及び方法を認めた場合は、この限りでない。

3 質疑に対する回答の閲覧開始日は、申請書類及び確認資料等の提出期限

の翌日から開始するものとする。

(内訳明細書の提出)

第11条 入札者は入札書の提出に際して、入札金額を積算した内訳明細書(以下「内訳明細書」という。)を添付しなければならない。

2 提出後の内訳明細書は、差し替え及び再提出は認めないこととし、当該内訳明細書に重大な不備がある場合は、これを提出した者の入札を失格とする。

(価格競争方式による入札及び開札の執行並びに入札参加資格の審査及び落札決定)

第12条 価格競争方式の入札により落札者を決定する場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、公告において明らかにするものとする。

2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして市長が認めた場合に限り、紙入札方式に変更することができ、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。この場合の、提出日時、場所及び方法については、公告により明らかにするものとする。

3 開札後、入札執行者は落札者の決定を保留し、開札を終了する。また、当該入札において、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がないときは、この入札を終了する。

4 保留後、全入札参加者について、入札参加資格の有無並びに申請書類及び確認資料等について審査を行う。この時点で予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の有効な入札をした者(失格者を除く。)のうち最低の価格をもって入札した者を落札者に決定する。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。

5 前項の審査において、入札参加資格要件を満たしていない者が行った入札は無効とし、また、最低制限価格を下回った入札を行った者の入札は失格とする。この時点で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の有効な入札をした者(失格者を除く。)がない場合は、この入札を終了する。

6 市長は、落札者を決定した場合、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、当該システムにより落札者の決定を通知する。紙入札方式による入札参加者に対しては、入札結果の公表をもって、落札決定の通知とすることとし、落札者となったときに限り別途通知を行うものとする。

7 前3項の審査及び落札決定は、原則として開札日の翌日から起算して3日以内（土、日及び祝日を除く。）に行うものとする。

（総合評価方式による入札及び開札の執行並びに入札参加資格の審査）

第12条の2 総合評価方式の入札により落札者を決定する場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、公告において明らかにするものとする。

2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして市長が認めた場合に限り、紙入札方式に変更することができ、持参により紙媒体での入札書の提出ができるものとする。この場合の、提出日時、場所及び方法については、公告により明らかにするものとする。

3 開札後、入札執行者は落札者の決定を保留し、開札を終了する。また、当該入札において、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がないときは、この入札を終了する。

4 保留後、全入札参加者について、入札参加資格の有無並びに申請書類及び確認資料等について審査を行うものとし、入札参加資格の有無が決定した時点でこれを公表する。この時点で予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の有効な入札をした者（失格者を除く。）が提出した総合評価方式の入札に係る資料の審査及び評価値の算定を行うため、再度保留する。

5 前項の審査において、入札参加資格要件を満たしていない者が行った入札は無効とし、また、失格基準価格を下回った入札を行った者の入札は失格とする。この時点で、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者（失格者を除く。）がいない場合は、この入札を終了する。

6 第4項の審査及び評価値の算定は、原則として開札の翌日から起算して10日以内（土、日及び祝日を除く。）に行うこととし、この時点で失格者を除いた者のうち、得られた評価値の最も高い者を落札候補者に決定する。なお、落札候補者となるべき同じ評価値の者が2者以上ある場合には、入札価格の低い者を落札候補者とし、入札価格も同額であるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定した上で、第13条に規定する審査を行うものとする。

7 市長は、落札候補者を決定した場合、市PPIによりこれを公表し、落札候補者となった者には、速やかに別途通知を行うものとする。また、落札候補者の入札価格が、調査基準価格を下回った場合は、徳島市低入札価格調査制度に基づく調査を実施する旨を併せて通知するものとする。

(総合評価方式の入札に係る確認資料の審査及び落札決定)

- 第13条 市長は、落札候補者決定後、確認資料（追加提出分）の提出を求め、提出された確認資料（追加提出分）の審査を行い、審査の結果、評価値算定資料の真正性及び落札候補者の評価値が最も高いことが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者に決定する。
- 2 市長は、落札者を決定した場合は、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、当該システムにより落札者の決定を通知する。紙入札方式による入札参加者に対しては、入札結果の公表をもって落札決定の通知とすることとし、落札者となった場合に限り別途通知を行うものとする。
- 3 前2項の審査及び落札決定は、原則として開札日の翌日から起算して15日以内（土、日及び祝日を除く。）に行うものとする。ただし、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回り、徳島市低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合はこの限りではない。
- 4 第1項の審査の結果、落札候補者の評価値が他の者の評価値と同値又は低くなることを確認した場合には、この時点で失格者を除いた者のうち、得られた評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を新たに落札候補者とし、速やかに電話連絡により確認資料（追加提出分）の提出を求め、前各項と同様の手続きにより落札者を決定するものとする。
- 5 前項の次順位者となるべき同じ評価値の者が2者以上ある場合には、入札価格の低い者を次順位者とし、入札価格も同額であるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより次順位者を決定する。
- 6 前2項の規定は、落札者が決定するまでは、同様の手続きを順次行うものとする。この場合、原則として落札候補者として決定された日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に落札決定を行うものとする。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回り、徳島市低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合はこの限りではない。
- 7 次順位者について、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格者を除く。）がないときは、この入札を終了する。
- 8 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年徳島市条例第6号）第2条の規定により議会の議決を必要とする工事請負契約の入札については、落札者の決定後、請負契約（仮契約）を締結し、議決後に本契約となる旨を公告において明らかにするものとする。
- また、仮契約から本契約になるまでの間において、当該落札者が入札参加資格のいずれかを満たさなくなった場合、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置若しくは指名回避措置を受けた場合又は徳島市

暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合は、当該請負契約を締結しない旨を公告において明らかにするものとする。

- 9 議会の議決を必要としない請負契約の入札については、落札者の決定後、契約締結までの間において、当該落札者が入札参加資格のいずれかを満たさなくなつた場合、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置若しくは指名回避措置を受けた場合又は徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合は、当該請負契約を締結しない旨を公告において明らかにするものとする。

(参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明)

第14条 入札参加資格要件を満たしていないと認められた者は、落札決定通知の日の翌日から起算して7日以内(土、日及び祝日を除く。)に市長に対してその理由についての説明を書面により求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 入札参加資格要件を満たしていないと認められた者が、説明を求める場合は、書面(任意様式)を持参又は郵送により総務部契約監理課へ提出するものとする。

- 3 市長は、第1項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して10日以内(土、日、祝日を除く。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(入札の無効)

第15条 次の各号の一に該当する入札はこれを無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 徳島市契約規則第13条の各号に該当する入札(入札書を電子入札システムにより提出した場合は、同条第8号の規定中「入札者の記名押印のないもの」とあるのは「電子認証書を取得していない者が入札をした場合」と読み替えるものとする。)
- (4) 建設工事等入札心得第5条の各号に該当する入札

(入札の中止)

第16条 条件付一般競争入札において参加資格を有するものの数が1人である場合には、入札を中止することがある。

(入札結果の公表)

第17条 入札執行者は、落札決定したときは、遅滞なく、入札結果情報を市PPIにて公表するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年6月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に公告した建設工事等については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に公告した建設工事等については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に公告した建設工事等については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日前に開札した建設工事等については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日前に公告した建設工事等については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日前に公告した建設工事等については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。